

令和2年度茨城県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県（以下「県」という。）は、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金について、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和2年5月29日付け障発0529第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響をできる限り小さくすることが重要である。そのため、障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等については、以下の取組が求められる。

本事業は、これらを踏まえ、障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

- (1) 通所系サービス事業所及び短期入所サービスについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、県から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること。
- (2) 障害者支援施設等においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等に対して、保健所の指示に従ってサービスを提供すること。
- (3) 訪問系サービス事業所においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等に対してサービス提供を継続すること。
- (4) 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所については、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること、又は代替サービスを確保するための調整を行うこと、相談支援事業所は、代替サービスの提案に必要な協力を行うこと。

(定義)

第3条 この要項において、「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

- 2 「通所系サービス事業所」とは、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援

B型，就労定着支援，児童発達支援，医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

3 「障害者支援施設等」とは，障害者支援施設，共同生活援助，福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。

4 「訪問系サービス事業所」とは，居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，自立生活援助，保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援をいう。

5 「計画支援事業所」とは，計画相談支援，障害児相談支援，地域移行支援及び地域定着支援をいう。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象事業所・施設は，次の（1）及び（2）に定める事業及び事業所・施設とする。

(1) 障害福祉サービス等事業所，障害者支援施設等及び相談支援事業所におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に，次の事業所・施設（水戸市内にある事業所・施設を除く。ただし，障害児入所施設を含む。）が，関係者との緊急かつ密接な連携の下，感染機会を減らしつつ，障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費について補助を行う。

ア 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所，障害者支援施設等及び相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者（保健所が濃厚接触者と判断した者に限る。以下同じ。）が発生し，職員が不足した場合を含む。）

ウ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所，訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等

エ アからウのうち，障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等であって，当該事業所の職員により，利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所

オ アからエ以外の障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等であって，当該事業所の職員により，利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所

(2) 障害福祉サービス等事業所，障害者支援施設等及び相談支援事業所との連携支援事業

令和2年1月15日以降に，次の事業所・施設の利用者に必要なサービスを確保する観点から，当該事業所・施設等の利用者の積極的な受入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所，障害者支援施設等及び相談支援事業所（水戸市内にある事業所・施設を除く。ただし，障害児入所施設を含む。）に対して，緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について補助を行う。

ア 第1号のア又はイの障害福祉サービス等事業所，障害者支援施設等及び相談支援事業所

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり，自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

なお，「自主的に休業」とは，各事業者が定める運営規程の営業日において，営業しなかった日（利用者の居宅等への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

（補助対象経費）

第5条 第4条第1項第1号に掲げる事業において，以下の各号の経費を1事業所・施設当たり1回まで補助する。

（1）第4条第1項第1号のアからエに該当する事業所が要した次の経費

ア 障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用

（ア）事業所・施設等の消毒・清掃費用

（イ）マスク，手袋，体温計等の衛生用品の購入費用

（ウ）事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料，（割増）賃金・手当，旅費・宿泊費，損害賠償保険の加入費用等

（エ）連携先事業所への利用者の引き継ぎ等の際に生じる，障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用

（オ）送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については，レンタカーだけではなく，連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）

イ 通所系サービス事業所が人数制限してサービス提供する際の費用

（ア）通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については，レンタカーだけではなく，連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）

（イ）ICTを活用し，通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等の費用（通信費用は除く。）

ウ 通所系サービス事業所，短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用

（ア）サービス提供場所の賃料，物品の使用料等

（イ）職員の交通費，利用者の送迎に係る費用

（2）第4条第1項第1号のエ又はオに該当する事業所が要した次の経費

ア 訪問サービス実施に係る費用

（ア）訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料，（割増）賃金・手当

（イ）居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

（ウ）訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については，レンタカーだけではなく，連携事業所や

職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)

(エ) 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用

(オ) マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

2 第4条第1項第2号に掲げる事業において、以下の各号の経費を1事業所・施設当たり1回まで補助する。

(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用

ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用

(2) 職員の応援派遣に係る費用

職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額の算定に当たっては、別表に定める対象事業所・施設ごとに、補助対象経費の実支出額から寄附金及びその他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 概算額での申請をしようとする者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに茨城県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

2 精算額での申請を行う者は、交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条第1項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第9条 この補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金の交付は，第8条で決定した額を概算で交付，又は，補助事業完了後に，精算払により交付する。

(実績報告)

第11条 第8条第1項による補助金交付の決定を受けた者は，補助事業が完了したとき（補助事業を中止し，又は廃止したときを含む。）は，補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 前条により概算払いを受けた補助事業者は，前項の実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付し，精算しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，補助対象事業者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第13条 次に掲げる団体等は，この要項に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 法人その他の団体の代表者，役員，使用人その他の従業者若しくは構成員に条例第2条第2号及び第3号に該当する者があるもの。

(その他)

第14条 この要項の実施のために必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

この要項は，令和2年10月6日から施行し，令和2年4月1日から適用する。ただし，令和2年1月15日以降に要した経費を対象とする。

別記

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後，事情の変更により特別の必要が生じたときは，知事は，この決定の全部若しくは一部を取り消し，又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは，あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし，（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し，又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は，速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し，その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）知事は，補助対象事業者が提出する報告書，地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により，補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは，補助事業者に対し，これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは，知事は，補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）知事は，第12条の調査等の結果，補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは，当該補助事業につき，これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （２）第11条の規定による実績報告は，（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （１）知事は，補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第13条に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

9 財産処分制限

- (1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業者が知事の承認を受けて（1）の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

10 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

11 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

別表（基準額）

サービス種別（※1, 2）		事業区分	（1）サービス継続支援		（2）障害福祉サービス等事業者との連携支援	
			令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設（水戸市内にある事業所・施設を除く。ただし、障害児入所施設を含む。）		令和2年1月15日以降に、次の事業所・施設の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所（水戸市内にある事業所・施設を除く。ただし、障害児入所施設を含む。）	
			ア 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所 イ 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者（保健所が濃厚接触者と判断した者に限る。以下同じ。）が発生し、職員が不足した場合を含む。） ウ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等	オ アからエ以外の障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所（※3）		
			エ アからウのうち、障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所（※3）			
通所系	1 療養介護	1,978千円/事業所	左記に加えて、	1,978千円/事業所	1,978千円/事業所	989千円/事業所
	2 生活介護	631千円/事業所	左記に加えて、	631千円/事業所	631千円/事業所	316千円/事業所
	3 自立訓練（機能訓練）	288千円/事業所	左記に加えて、	288千円/事業所	288千円/事業所	144千円/事業所
	4 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	228千円/事業所	左記に加えて、	228千円/事業所	228千円/事業所	114千円/事業所
	5 就労移行支援	221千円/事業所	左記に加えて、	221千円/事業所	221千円/事業所	110千円/事業所
	6 就労継続支援（A型）	279千円/事業所	左記に加えて、	279千円/事業所	279千円/事業所	140千円/事業所
	7 就労継続支援（B型）	294千円/事業所	左記に加えて、	294千円/事業所	294千円/事業所	147千円/事業所
	8 就労定着支援	44千円/事業所	左記に加えて、	35千円/事業所	35千円/事業所	17千円/事業所
	9 自立生活援助	23千円/事業所	左記に加えて、	19千円/事業所	19千円/事業所	9千円/事業所
	10 児童発達支援	271千円/事業所	左記に加えて、	271千円/事業所	271千円/事業所	136千円/事業所
	11 医療型児童発達支援	172千円/事業所	左記に加えて、	172千円/事業所	172千円/事業所	86千円/事業所
	12 放課後等デイサービス	257千円/事業所	左記に加えて、	257千円/事業所	257千円/事業所	128千円/事業所
短期入所	13 短期入所	146千円/事業所	左記に加えて、	146千円/事業所	146千円/事業所	73千円/事業所
入所・住居系	14 施設入所支援	1,013千円/施設	左記に加えて、	1,013千円/施設	1,013千円/施設	506千円/施設
	15 共同生活援助（介護サービス包括型）	335千円/事業所	左記に加えて、	335千円/事業所	335千円/事業所	167千円/事業所
	16 共同生活援助（日中サービス支援型）	299千円/事業所	左記に加えて、	259千円/事業所	259千円/事業所	129千円/事業所
	17 共同生活援助（外部サービス利用型）	150千円/事業所	左記に加えて、	150千円/事業所	150千円/事業所	75千円/事業所
	18 障害児入所支援	985千円/施設	左記に加えて、	985千円/施設	985千円/施設	493千円/施設
	19 医療型障害児入所支援	529千円/施設	左記に加えて、	529千円/施設	529千円/施設	264千円/施設
訪問系	20 居宅介護	107千円/事業所	—	—	—	41千円/事業所
	21 重度訪問介護	175千円/事業所	—	—	—	67千円/事業所
	22 同行援護	60千円/事業所	—	—	—	23千円/事業所
	23 行動援護	106千円/事業所	—	—	—	41千円/事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	33千円/事業所	—	—	—	11千円/事業所
	25 保育所等訪問支援	35千円/事業所	—	—	—	13千円/事業所
相談系	26 計画相談支援	50千円/事業所	—	—	—	25千円/事業所
	27 地域移行支援	36千円/事業所	—	—	—	18千円/事業所
	28 地域定着支援	38千円/事業所	—	—	—	19千円/事業所
	29 障害児相談支援	37千円/事業所	—	—	—	18千円/事業所

※1 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準額を用いること。

※3 「当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づきサービス提供している場合を指す。